

ある意見を紹介する趣旨の下に創刊せられたものであるか、内外の社会政策並に理論の発表機關として二十有七年の永きに亘つて刊行せられ、我國の社会政策發達史上に残した實踐上及び學問上の功績には蓋し大なるものがある。たと言ふべきである。

### 第五項 労働問題に對する態度

社会政策講習所及び中央職業紹介所の設立、社会政策時報の創刊等の諸活動は、正に我國に於ける社会政策の興隆に先鞭をつけたものであつた。然し、輿論は本會を以て唯社会政策に關する調査研究及びその普及教育のたみのみの機關としてのみ止まることを許さなかつたことは勿論である。直接關係者の内に入り、本會を以て労働

爭議調停のための實際機關と考へる者すらあつた。又當事者の意見に於ても、この兩者の並行をこそ協調會の將來に期待するところのものがあつた。

然し、愈々協調會が成立しその實際活動をなすに及んで、爭議調停に對する態度は積極性を缺き、寧ろ幾多の労働爭議は袖手傍觀せられ、社会は協調會を「その人的構成より見ると意識的又は無意識的に資本家側を擁護するの弊に陥るは免かれざる勢である」と批評する者すらあつた。殊に大正九年七月中旬に勃發した富士瓦斯紡績會社押上工場同盟罷業に際して採つた態度は極めて特徴的であつた。即ち、七月十四日同工場の男女二千餘名の労働者は労働組合権の承認を求めて一齊に罷業に入つたが、同社社長和田豊治氏が該事件に對して甚だこ